

2月16日(水)から始まる確定申告、市・県民税申告相談(以下、申告相談)受付期間中に、税務課職員が「市役所庁舎東館プラザきくる」と「小笠支所会議棟」の2会場で、申告書の作成をお手伝いします。事前予約の上、必要な書類をそろえて、申告をお願いします。

問い合わせ 税務課市民税係(☎0537-35-0912)



## 相談日程・会場

- 期間** 2月16日(水)～3月15日(火) ※土日・祝日は除く  
**時間** 午前9時15分～11時20分、午後1時～3時5分  
 ※内容の事前チェックをしますので、予約時間の30分前にお越しください。  
**会場** 菊川地域会場:プラザきくる3階、小笠地域会場:小笠支所会議棟  
**内容** 確定申告Aまたは市・県民税申告



▲プラザきくる



▲小笠支所会議棟

新型コロナウイルス感染症対策および待ち時間短縮のため、申告相談は事前予約となります。以下のいずれかの方法で、必ず予約してください。

①電話による方法 ※電話予約の受付は、下記期間でしか行いません。

- 期間** 1月6日(木)～28日(金) ※土日・祝日は除く  
**時間** 午前9時～正午、午後1時～4時  
 ※水曜日のみ上記時間に加え、午後5時～6時30分も可

**電話番号** 0537-35-0967 ※お掛け間違いのないようご注意ください。

②LINEによる方法

- 期間** 2月5日(土)～3月10日(木)  
**時間** 上記期間内であれば24時間いつでも可

**その他** 事前に菊川市LINE公式アカウントの友だち追加が必要です。  
 右記を読み取ると、友だち追加ができます。



※詳細は、広報11月号8、9ページ  
 または令和3年12月16日発行の  
 自治会各戸配布文書、市ホーム  
 ページ(右記)をご覧ください。



●次の内容は、掛川税務署が開設する確定申告会場へ

- |  |                       |
|--|-----------------------|
| ①営業・農業・不動産等の事業収入があり、所得税の納付または還付が発生する申告 | ⑥初年度の住宅借入金等特別控除を受ける申告 |
| ②土地・建物の譲渡を伴う申告                         | ⑦雑損控除のある申告            |
| ③株式等の譲渡を伴う申告                           | ⑧過年分の申告(令和2年分以前)      |
| ④青色申告                                  | ⑨証券口座の取り引きに係る申告       |
| ⑤海外への仕送り証明を添付する必要がある申告                 | ⑩退職所得に係る申告            |
|  | ⑪死亡した人の申告(準確定申告)      |
|  | ⑫相続税・贈与税・消費税の申告       |

問い合わせ 掛川税務署(☎0537-22-5141)



▲会場:JA掛川市茶業研修センター  
 (掛川市千羽609-1)

## 感染症対策と電子申告(e-Tax)に協力願います

新型コロナウイルス感染症対策のため、来場の際にはマスクの着用にご協力願います。申告会場は大変混雑します。三密を避けるためにも、国税庁ホームページから申告書を作成して、自宅のパソコンから電子申告ができる「e-Tax」がお勧めです。会場へ行かなくても、スマホで確定申告ができます。スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、金額や支払者情報などが自動で入力されるようになりました。

